

令和7年度 従業員意識調査報告書等作成業務

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1		<p>「競争参加資格申請書類」に関して、【契約書（又は注文書及び請書）】の提出が必要とのことですが、これは【請求書】で代用可能でしょうか？</p>	<p>契約書（又は注文書及び請書）は、契約した実績を証明する書類に該当しますが、請求書はこれに該当しません。したがって、契約書（又は注文書及び請書）の提出を、請求書で代用することはできません。</p> <p>様式3 履行実績証明書に記載のとおり、履行実績の証明に当たっては、契約した実績を証明する書類の写し、契約内容を証明する書類の写し及び契約が完了した実績を証明する書類の写しをご提出ください。</p>